

草津市公報

発行日 令和 6 年 7 月 1 5 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 3 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 条 例

草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
草津市立草津アミカホール条例等の一部を改正する条例（商工観光労政課、長寿いきがい課、生涯学習課）	4
草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（幼児課）	9
草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（交通政策課）	10
草津市議会委員会条例の一部を改正する条例（議事庶務課）	11

◎ 規 則

草津市事務分掌規則の一部を改正する規則（職員課）	14
草津市副市長の事務分担等に関する規則等の一部を改正する規則（職員課）	15

◎ 訓 令

草津市庁議規程および草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（職員課）	16
------------------------------------	----

◎ 告 示

草津市営住宅建替事業実施要綱の一部を改正する要綱（市営住宅課）	18
介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課）	18
介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	19
草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（温暖化対策室）	19
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（令和5年度）の公表について（市民課）	21
草津市自主防災組織設置要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	24
草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	27
地方自治法第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定による令和5年度の予算の収入・支出状況、市債の状況および市有財産の状況の公表について（財政課）	29
公示送達について（納税課）	31
車両制限令第3条第1項第2号イに規定する道路の指定について（土木管理課）	32
車両制限令第3条第1項第3号イに規定する道路の指定について（土木管理課）	32
公示送達について（介護保険課）	32
草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	33
草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（職員課）	34

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	35
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	36
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	36

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	36
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	37
令和 6 年度草津市教育委員候補者の公募について（職員課）	37

◎ 議会規則

草津市議会会議規則の一部を改正する規則（議事庶務課）	39
----------------------------------	----

◎ 議会規程

草津市議会議員の請負の状況の公表に関する規程（議事庶務課）	53
草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議事庶務課）	55
草津市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（議事庶務課）	56
草津市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（議事庶務課）	57

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	59
---------------------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	59
-------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	59
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	59

条 例

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 6 号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和 4 5 年草津市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 4 条の 7 《現行どおり》 (寄附金税額控除) 第 3 4 条の 8 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 および第 3 4 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金のうち、規則で定めるもの ア～ク 《現行どおり》 ケ 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 コ 《現行どおり》 (2) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第 3 4 条の 9～第 5 5 条 《現行どおり》 第 5 6 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 または第 1 2 号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号および第 2 号に、家屋については第 3 号および第 4 号に、償却資産については第	第 1 条～第 3 4 条の 7 《省略》 (寄附金税額控除) 第 3 4 条の 8 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金<u>もしくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 および第 3 4 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金<u>または金銭</u>のうち、規則で定めるもの ア～ク 《省略》 ケ 所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 コ 《省略》 (2) 《省略》 2 《省略》 第 3 4 条の 9～第 5 5 条 《省略》 第 5 6 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 または第 1 2 号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号および第 2 号に、家屋については第 3 号および第 4 号に、償却資産については第

改正後	改正前
5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。））、社会福祉法人、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 第57条～第155条 《現行どおり》 付 則 第1条～第2条の3 《現行どおり》 《改正前を削る》	5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。））、社会福祉法人、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 第57条～第155条 《省略》 付 則 第1条～第2条の3 《省略》 （公益法人等に係る市民税の課税の特例） <u>第2条の4</u> 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までおよび第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈

改正後	改正前
第2条の4 《現行どおり》 第3条～第29条 《現行どおり》	与または遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 第2条の5 《省略》 第3条～第29条 《省略》

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の8第1項の改正規定および付則第2条の4を削り、付則第2条の5を付則第2条の4とする改正規定ならびに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

 (市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例（第34条の8第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

 (令和6年7月1日揭示済み)

草津市立草津アマカホール条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第17号

 草津市立草津アマカホール条例等の一部を改正する条例

 (草津市立草津アマカホール条例の一部改正)

第1条 草津市立草津アマカホール条例（平成3年草津市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 (利用料金) 第 9 条 第 4 条第 1 項の規定により教育委員会が指定管理者にアミカホールの管理を行わせる場合は、<u>前条第 1 項および第 2 項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にアミカホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、<u>前条第 2 項および</u>別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、<u>前条第 2 項および</u>別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《現行どおり》 第 10 条～第 11 条 《現行どおり》 別表（第 8 条第 1 項関係） (別添 1－1 のとおり)	第 1 条～第 8 条 《省略》 (利用料金) 第 9 条 第 4 条第 1 項の規定により教育委員会が指定管理者にアミカホールの管理を行わせる場合は、<u>第 8 条第 1 項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にアミカホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《省略》 第 10 条～第 11 条 《省略》 別表（第 8 条第 1 項関係） (別添 1－2 のとおり)

(草津市立草津クレアホール条例の一部改正)

第 2 条 草津市立草津クレアホール条例（平成 26 年草津市条例第 20 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 9 条 《現行どおり》 (利用料金) 第 10 条 第 4 条の規定により教育委員会が指定管理者にクレアホールの管理を行わせる場合は、<u>前条第 1 項および第 2 項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にクレアホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、<u>前条第 2 項および</u>別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、<u>前条第 2 項および</u>別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《現行どおり》 第 11 条～第 12 条 《現行どおり》 別表（第 9 条第 1 項、第 10 条第 2 項関係）	第 1 条～第 9 条 《省略》 (利用料金) 第 10 条 第 4 条の規定により教育委員会が指定管理者にクレアホールの管理を行わせる場合は、<u>前条第 1 項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にクレアホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《省略》 第 11 条～第 12 条 《省略》 別表（第 9 条第 1 項、第 10 条第 2 項関係）

改正後	改正前
(別添 2-1 のとおり)	(別添 2-2 のとおり)

(草津市立長寿の郷ロクハ荘条例の一部改正)

第 3 条 草津市立長寿の郷ロクハ荘条例（平成 6 年草津市条例第 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																						
第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 別表（第 1 1 条第 1 項、第 1 2 条第 2 項関係）	第 1 条～第 1 4 条 《省略》 別表（第 1 1 条第 1 項、第 1 2 条第 2 項関係）																						
<table><tr><th>施設</th><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）</td><td>大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））</td><td><u>4 9 0 円</u></td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>《 現 行 ど お り 》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	施設	区分	使用料	温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 9 0 円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	《 現 行 ど お り 》	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><th>施設</th><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）</td><td>大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））</td><td><u>4 3 0 円</u></td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	施設	区分	使用料	温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 3 0 円</u>	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
施設	区分	使用料																					
温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 9 0 円</u>																					
	《現行どおり》	《現行どおり》																					
《 現 行 ど お り 》	《現行どおり》	《現行どおり》																					
施設	区分	使用料																					
温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 3 0 円</u>																					
	《省略》	《省略》																					
《省略》	《省略》	《省略》																					
備考 《現行どおり》	備考 《省略》																						

(草津市立なごみの郷条例の一部改正)

第 4 条 草津市立なごみの郷条例（平成 1 2 年草津市条例第 3 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																						
第 1 条～第 1 2 条 《現行どおり》 別表（第 9 条第 1 項、第 1 0 条第 2 項関係）	第 1 条～第 1 2 条 《省略》 別表（第 9 条第 1 項、第 1 0 条第 2 項関係）																						
<table><tr><th>施設</th><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）</td><td>大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））</td><td><u>4 9 0 円</u></td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>《 現 行 ど お り 》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	施設	区分	使用料	温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 9 0 円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	《 現 行 ど お り 》	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><th>施設</th><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）</td><td>大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））</td><td><u>4 3 0 円</u></td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	施設	区分	使用料	温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 3 0 円</u>	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
施設	区分	使用料																					
温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 9 0 円</u>																					
	《現行どおり》	《現行どおり》																					
《 現 行 ど お り 》	《現行どおり》	《現行どおり》																					
施設	区分	使用料																					
温 浴 施 設（ 1 人 1 回につ き）	大人（1 5 歳以 上の者（中学生 を除く。））	<u>4 3 0 円</u>																					
	《省略》	《省略》																					
《省略》	《省略》	《省略》																					
備考 《現行どおり》	備考 《省略》																						

(草津市立市民交流プラザ条例の一部改正)

第 5 条 草津市立市民交流プラザ条例（平成 1 4 年草津市条例第 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 7 条 《現行どおり》 (使用料等) 第 8 条 使用者は、別表に定める使用料を前納し なければならない。 2～4 《現行どおり》 (利用料金) 第 9 条 第 4 条第 1 項の規定により市長が指定管	第 1 条～第 7 条 《省略》 (使用料等) 第 8 条 <u>第 4 条第 1 項に規定する</u>使用者は、別表 に定める使用料を前納しなければならない。 2～4 《省略》 (利用料金) 第 9 条 第 4 条第 1 項の規定により市長が指定管

改正後	改正前
理者に市民交流プラザの管理を行わせる場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に市民交流プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、前条第2項および別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、前条第2項および別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《現行どおり》 第10条～第11条 《現行どおり》 別表（第8条第1項、第9条第2項関係） （別添3－1のとおり）	理者に市民交流プラザの管理を行わせる場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に市民交流プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《省略》 第10条～第11条 《省略》 別表（第8条第1項、第9条第2項関係） （別添3－2のとおり）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条および第2条中別表の改正規定、第3条および第4条の改正規定ならびに第5条中別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別添1－1

別表（第8条第1項関係）

使用区分 使用施設		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時 30分まで	9時から 17時 30分まで	13時から 21時 30分まで	9時から 21時 30分まで
ホール	平日	円 12,800	円 17,000	円 19,400	円 29,800	円 36,400	円 49,200
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 19,200	円 25,500	円 29,100	円 44,700	円 54,600	円 73,800
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
リハーサル室	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,700	2,300	2,600	4,000	4,900	6,600
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
文化教室Ⅰ	平日	1,700	2,200	2,600	3,900	4,800	6,500
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,700	2,200	2,600	3,900	4,800	6,500
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
文化教室Ⅱ	平日	2,100	2,800	3,200	4,900	6,000	8,100
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	2,100	2,800	3,200	4,900	6,000	8,100
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
研修室	平日	3,000	3,900	4,500	6,900	8,400	11,400
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	3,000	3,900	4,500	6,900	8,400	11,400
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						

備考 《現行どおり》

別添1－2

別表（第8条第1項関係）

使用区分 使用施設		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時 30分まで	9時から 17時 30分まで	13時から 21時 30分まで	9時から 21時 30分まで
ホール	平日	円 12,300	円 16,400	円 18,700	円 28,700	円 35,100	円 47,400
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 18,500	円 24,700	円 28,100	円 43,200	円 52,800	円 71,300
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
リハーサル室	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,700	2,200	2,500	3,900	4,700	6,400
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
文化教室Ⅰ	平日	1,600	2,200	2,500	3,800	4,700	6,300
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,600	2,200	2,500	3,800	4,700	6,300
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
文化教室Ⅱ	平日	2,000	2,700	3,100	4,700	5,800	7,800
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	2,000	2,700	3,100	4,700	5,800	7,800
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
研修室	平日	2,900	3,800	4,300	6,700	8,100	11,000
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	2,900	3,800	4,300	6,700	8,100	11,000
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						

備考 《省略》

別添2-1

別表（第9条第1項、第10条第2項関係）

使用区分 使用施設		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
ホール	平日	円 <u>25,900</u> 0	円 <u>34,600</u> 0	円 <u>39,300</u> 0	円 <u>60,500</u> 0	円 <u>73,900</u> 0	円 <u>99,800</u> 0
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>38,900</u> 0	<u>51,900</u> 0	<u>59,000</u> 0	<u>90,800</u> 0	<u>110,900</u> 0	<u>149,800</u> 0
リハーサル室	平日	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>6,500</u>	<u>10,000</u> 0	<u>12,200</u> 0	<u>16,500</u> 0
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>6,400</u>	<u>8,500</u>	<u>9,700</u>	<u>14,900</u> 0	<u>18,200</u> 0	<u>24,600</u> 0
練習室1	平日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
練習室2	平日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
《現行どおり》		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
展示ホール	平日	<u>7,300</u>	<u>9,700</u>	—	<u>17,000</u> 0	—	—
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>7,300</u>	<u>9,700</u>	—	<u>17,000</u> 0	—	—
活動室	平日	<u>2,700</u>	<u>3,600</u>	<u>4,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,700</u>	<u>10,400</u> 0
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>2,700</u>	<u>3,600</u>	<u>4,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,700</u>	<u>10,400</u> 0

備考 《現行どおり》

別添 2-2

別表（第9条第1項、第10条第2項関係）

使用施設		使用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時 30分まで	9時から 17時 まで	13時から 21時 30分まで	9時から 21時 30分まで		
ホール	平日	円 25,300 0	円 33,700 0	円 38,300 0	円 59,000 0	円 72,000 0	円 97,300 0		
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 37,900 0	円 50,600 0	円 57,500 0	円 88,500 0	円 108,100 0	円 146,000 0		
リハー サル室	平日	円 4,200	円 5,500	円 6,300	円 9,700	円 11,800 0	円 16,000 0		
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 6,200	円 8,300	円 9,500	円 14,500 0	円 17,800 0	円 24,000 0		
練習室 1	平日	円 1,200	円 1,600	円 1,900	円 2,800	円 3,500	円 4,700		
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 1,200	円 1,600	円 1,900	円 2,800	円 3,500	円 4,700		
練習室 2	平日	円 1,200	円 1,600	円 1,900	円 2,800	円 3,500	円 4,700		
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 1,200	円 1,600	円 1,900	円 2,800	円 3,500	円 4,700		
《省略 》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》		
展示ホ ール	平日	円 7,100	円 9,500	—	円 16,600 0	—	—		
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 7,100	円 9,500	—	円 16,600 0	—	—		
活動室	平日	円 2,600	円 3,500	円 4,000	円 6,100	円 7,500	円 10,100 0		
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	円 2,600	円 3,500	円 4,000	円 6,100	円 7,500	円 10,100 0		

備考 《省略》

別添3-1

別表（第8条第1項、第9条第2項關係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から1 2時30分 まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時まで	9時から1 7時まで	13時から 21時まで	9時から2 1時まで
	円	円	円	円	円	円
大会議 室	<u>7, 300</u>	<u>8, 400</u>	<u>9, 500</u>	<u>15, 700</u>	<u>17, 900</u>	<u>25, 200</u>
中会議 室	<u>2, 700</u>	<u>3, 000</u>	<u>3, 500</u>	<u>5, 700</u>	<u>6, 500</u>	<u>9, 200</u>
小会議 室(1)	<u>2, 100</u>	<u>2, 400</u>	<u>2, 700</u>	<u>4, 500</u>	<u>5, 100</u>	<u>7, 200</u>
1/2 使用	1, 000	<u>1, 200</u>	<u>1, 300</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 500</u>	<u>3, 500</u>
小会議 室(2)	<u>2, 100</u>	<u>2, 400</u>	<u>2, 700</u>	<u>4, 500</u>	<u>5, 100</u>	<u>7, 200</u>
1/2 使用	1, 000	<u>1, 200</u>	<u>1, 300</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 500</u>	<u>3, 500</u>
小会議 室(3)	<u>2, 000</u>	<u>2, 300</u>	<u>2, 600</u>	<u>4, 300</u>	<u>4, 900</u>	<u>6, 900</u>
1/2 使用	<u>1, 000</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 300</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 400</u>	<u>3, 400</u>
小会議 室(4)	<u>1, 100</u>	<u>1, 300</u>	<u>1, 400</u>	<u>2, 400</u>	<u>2, 700</u>	<u>3, 800</u>
小会議 室(5)	<u>1, 000</u>	1, 100	<u>1, 300</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 400</u>	<u>3, 400</u>
小会議 室(6)	<u>1, 000</u>	1, 100	<u>1, 300</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 400</u>	<u>3, 400</u>
創作室	<u>1, 000</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 300</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 400</u>	<u>3, 400</u>
和室	<u>3, 400</u>	<u>3, 900</u>	<u>4, 400</u>	<u>7, 300</u>	<u>8, 300</u>	<u>11, 700</u>
和室1 ／3使 用	<u>1, 100</u>	<u>1, 300</u>	<u>1, 500</u>	<u>2, 400</u>	<u>2, 800</u>	<u>3, 900</u>
音楽室	<u>2, 300</u>	<u>2, 700</u>	<u>3, 000</u>	<u>5, 000</u>	<u>5, 700</u>	<u>8, 000</u>
料理実 習室	<u>2, 700</u>	<u>3, 100</u>	<u>3, 500</u>	<u>5, 800</u>	<u>6, 600</u>	<u>9, 300</u>
軽運動 室(1)	<u>1, 800</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 300</u>	<u>3, 900</u>	<u>4, 400</u>	<u>6, 200</u>
軽運動 室(2)	<u>2, 400</u>	<u>2, 800</u>	<u>3, 200</u>	<u>5, 200</u>	<u>6, 000</u>	<u>8, 400</u>
《現行 どおり 》	《現行どおり》		《現行どおり》		《現行どおり》	

備考 《現行どおり》

別添3-2

別表（第8条第1項、第9条第2項関係）

区分	午前 9時から1 2時30分 まで	午後 13時から 17時まで	夜間 17時30 分から21 時まで	午前・午後 9時から1 7時まで	午後・夜間 13時から 21時まで	全日 9時から2 1時まで
大会議 室	円 <u>6, 800</u>	円 <u>7, 700</u>	円 <u>8, 800</u>	円 <u>14, 500</u>	円 <u>16, 500</u>	円 <u>23, 300</u>
中会議 室	<u>2, 500</u>	<u>2, 800</u>	<u>3, 200</u>	<u>5, 300</u>	<u>6, 000</u>	<u>8, 500</u>
小会議 室(1)	<u>1, 900</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 500</u>	<u>4, 100</u>	<u>4, 700</u>	<u>6, 600</u>
1/2 使用	<u>1, 000</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 200</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 300</u>	<u>3, 300</u>
小会議 室(2)	<u>1, 900</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 500</u>	<u>4, 100</u>	<u>4, 700</u>	<u>6, 600</u>
1/2 使用	<u>1, 000</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 200</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 300</u>	<u>3, 300</u>
小会議 室(3)	<u>1, 800</u>	<u>2, 100</u>	<u>2, 400</u>	<u>3, 900</u>	<u>4, 500</u>	<u>6, 300</u>
1/2 使用	<u>900</u>	<u>1, 000</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 900</u>	<u>2, 200</u>	<u>3, 100</u>
小会議 室(4)	<u>1, 000</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 300</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 500</u>	<u>3, 500</u>
小会議 室(5)	<u>900</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 200</u>	<u>2, 000</u>	<u>2, 300</u>	<u>3, 200</u>
小会議 室(6)	<u>900</u>	<u>1, 100</u>	<u>1, 200</u>	<u>2, 000</u>	<u>2, 300</u>	<u>3, 200</u>
創作室	<u>900</u>	<u>1, 000</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 900</u>	<u>2, 200</u>	<u>3, 100</u>
和室	<u>3, 100</u>	<u>3, 600</u>	<u>4, 100</u>	<u>6, 700</u>	<u>7, 700</u>	<u>10, 800</u>
和室1 ／3使 用	<u>1, 000</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 400</u>	<u>2, 200</u>	<u>2, 600</u>	<u>3, 600</u>
音楽室	<u>2, 200</u>	<u>2, 500</u>	<u>2, 800</u>	<u>4, 700</u>	<u>5, 300</u>	<u>7, 500</u>
料理実 習室	<u>2, 500</u>	<u>2, 800</u>	<u>3, 200</u>	<u>5, 300</u>	<u>6, 000</u>	<u>8, 500</u>
軽運動 室(1)	<u>1, 700</u>	<u>1, 900</u>	<u>2, 200</u>	<u>3, 600</u>	<u>4, 100</u>	<u>5, 800</u>
軽運動 室(2)	<u>2, 200</u>	<u>2, 600</u>	<u>2, 900</u>	<u>4, 800</u>	<u>5, 500</u>	<u>7, 700</u>
<省略>	<省略>		<省略>		<省略>	

備考 《省略》